



法典ほうかつ便り

令和3年：3月号

新型コロナウイルスのワクチン接種が始まります

予防接種とは、病気に対する免疫（抵抗力）をつけたり、免疫を強くするために、ワクチンを接種することをいいます。免疫は、感染症にかかることでも獲得する事はできます。



新型コロナウイルスに対する抗体は、1回接種後より2回接種後の方が高い数値となる傾向がみられます。現在のところ、同じ種類のワクチンを**2回接種する**必要があります。

ワクチンを受けた方は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防できると期待されていますが、ワクチンを受けた方から他人への感染をどの程度予防できるかはまだ分かっていません。周囲にまだ予防接種を受けていない方もいると考え、引き続き感染予防対策を行いましょう。

船橋市新型コロナウイルスワクチン接種・相談特設コールセンター

電話番号 050-5526-1142 対応時間 8:00から17:00

新型コロナウイルスワクチンの接種に関する厚生労働省のQ&A



まめちしき

今年の桜はいつ咲くの？

日本気象協会よる桜の開花予想（3月1日）では、東京都千代田区で3月17日と発表されています。昨年よりは若干遅くなりますが、平年と比べると9日早く、統計開始以来3番目の早さとなりそうです。

千葉県では銚子市が観測地点となっており、こちらは3月27日の開花予想でした。



高齢者虐待を防止するために②

～早期対応(早期通報)～



令和2年3月号では「早期発見」について掲載いたしました。第2弾の今回は「早期対応（早期通報）」と題し、虐待の兆候に気付いた場合、どのように対応したらいいのかについて掘り下げて行きます。

虐待が疑われるケースを発見したら

虐待が疑われるケースに直面しても、どこに相談してよいかわからなかったり、巻き込まれることを恐れて、深く関わりたくないと思ったりするかもしれません。しかし、**事態の深刻さを考え、まずは一人で悩まずに関係機関に相談することが必要**です。



高齢者虐待の根拠法『高齢者虐待防止法』によると…

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した方は、市町村に通報する努力義務が規定されています。特に高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならないとの義務（法第7条）が課されています。また、通報者を保護する観点から、通報者を特定するような事項を市町村職員が漏らしてはならない旨の規定（法第8条）があります。

相談を受けた機関は絶対に秘密を守ります

通報することはためらいがあるかもしれませんが、養護者（虐待者）を社会的に罰するためではなく、高齢者本人とともに養護者に対しても支援をすることにつながります。虐待と言っているのか、確信が持てないことがあるかもしれません。しかし、「虐待である」とご自分で判断する必要はありません。「何か変わったことがあったら」まずは、**地域包括支援センター、警察などに相談**してください。



法典包括：047-430-4140

船橋警察署：047-435-0110



地域ケア会議の定例報告

令和2年度 第3回定例会（12月9日開催分）

地域ケア会議構成員：（事務局：法典地域包括支援センター）

法典地区自治会連合会/法典地区民生児童委員協議会/法典地区社会福祉協議会
丸山たすけあいの会/法典ひまわりたすけあいの会/西森総合事務所
指定相談支援事業所ヴェルフ藤原/花いちりん馬込/すゞかぜ居宅介護支援事業所
西部保健センター/おくやまメディカルグループ/うさぎ薬局馬込沢店
法典地区生活支援コーディネーター/小規模多機能型居宅介護 鶴亀
ロータスケアセンター/ローゼンかみやま保育園

第3回定例会では、**地域課題への取り組み状況**について進捗を確認しました。また、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに出席いただき**事例検討**を行いました。



1. 地域課題への取り組み状況について

閉じこもり・孤立化対策の充実

- 「ご近所見守りチェックリスト」の活用：自治会町会や地区社協より協力をいただき12月中に配布できる見込み。新型コロナウイルスの影響による高齢者の外出の自粛等から、生活・認知機能の低下等を想定し、関係者間での情報共有や、必要な支援、また生活機能などの維持・向上への取り組みにつなげる。

センターの周知と相談しやすい体制整備

- 出張相談会：コロナ禍の影響で進められず開催は自粛している。
- 「仕事と介護の両立を目指すガイドブック」の活用：西部保健センター、青少年育成委員会にて配布している。

認知症対策の充実

- 認知症サポーター養成講座：小学校での講座を11月、12月で開催している。訪問診療を行う医療機関より依頼を受け、1月に行う予定。（⇒感染拡大の状況を踏まえ中止）
- 認知症サポーターレベルアップ勉強会：コロナ禍の情勢により中止とした。

地域資源ネットワークの構築

- 法典地区多職種ネットワーク：開催できず、代替案としてアンケートを実施。

地域活動への担い手不足対策の充実

実施内容、役割分担未定につき来年度に持越し内容を検討していく。

2. 令和3年度 地域ケア会議を主体とした講演会の開催について

前回の定例会にて意見が多く挙がった「地域の見守り」にテーマを決定した。

地域課題「閉じこもり、孤立化対策の充実」への取り組みとなる。まさにコロナ禍におけるテーマでもある。見守る、見守られるという概念にとらわれず、多機関、多職種での連携のあり方や世代間を通じた地域での見守り、助け合いについて考え、地域共生社会づくりへのロードマップとしたい。講師については市社協、地区社協からも助言をいただき、日本社会事業大学の菱沼幹男准教授にお願いすることになった。船橋市とも縁のある先生で、生活支援コーディネーターへの講演講師もされている。コロナ禍での開催が想定されるため、座学を中心とした内容で検討したい。また市社協の協力を仰ぎ、あんしん登録カードの説明、市内の見守り、たすけあいの事業紹介をしてもらうことを考えている。細かなプログラムの内容等は皆で考えていきたい。



3. 事例検討

圏域内の居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員に出席いただき事例説明をいただいた。

『介護が必要な高齢者で、同居の子は本人の介護に長年携わってきたものと思われる。CMとして子の介護負担にも配慮し、サービス利用の追加を提案しているが、子は本人へのマイナスの影響を心配する様子で「今のままで大丈夫です」と言う。』

高齢者の介護期間の平均は4年6か月とされているが、このケースは大きくその期間を超えており、子は自分自身のことを考えることもあきらめているようにも感じられる。介護者にどのような支援をしていけば良いだろうか。』

意見

- 子は就労はできており、自分の人生について考えることが全くできないわけではないと思う。その中でももう少し頑張っていきたいと言っているのだからもう限界だというタイミングを逃さないように見ていてくれる方がいるのだと思いき安心した。
- 若い介護者の4人に1人は悩みや不安を話せる相手がいないと言う。子に対してもしっかりケアしていかないと、事件につながるような事態になりかねないのかも思う。
- 支援は介護する側へも必要なのだと改めて感じた。



船橋市法典地域包括支援センター

〒273-0855 船橋市馬込西1-2-10 寿ビルA101



よいしえん

☎ 047-430-4140

受付

月曜日 ~ 金曜日

午前9時～午後5時